【令和８年７月１７日訂正】

さいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（建築）に係る公募型プロポーザル実施要項

Ⅰ．一般事項

１．目的

新庁舎整備事業にあたっては、民間事業者による施工者の立場からの高度な技術提案及び技術協力を実施設計に取り入れるため、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成２６年法律第５６号）第１８条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「ＥＣＩ」という。）を採用し、建築、電気設備、機械設備に工種を分離して事業を進める。

そのため、さいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（建築）に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施し、技術提案書等の審査により技術協力業務（建築）の委託契約に関する優先交渉権を有する者（以下「優先交渉権者」という。）を選定し、優先交渉権者と技術協力業務（建築）の委託契約を締結する。

２．用語等の定義

（１） 建築工事施工予定者

建築工事施工予定者とは、本プロポーザルにて選定された優先交渉権者で、発注者と技術協力業務（建築）の契約を締結した者を指す。

（２） 機械設備工事施工予定者

機械設備工事施工予定者とは、発注者が別途発注するさいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（機械設備）の契約を締結した者を指す。

（３） 電気設備工事施工予定者

電気設備工事施工予定者とは、発注者が別途発注するさいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（電気設備）の契約を締結した者を指す。

（４）施工予定３者

施工予定３者とは、建築工事施工予定者、電気設備工事施工予定者及び機械設備工事施工予定者の３者をいう。なお、電気設備工事施工予定者と機械設備工事施工予定者については、発注者が別途選定する。

（５）審査委員会

審査委員会とは、さいたま市新庁舎の建設工事に伴う交渉民間事業者等審査委員会（令和８年７月１日告示第３６号）をいう。

（６）５者協議会

５者協議会とは、発注者、設計者、施工予定３者の５者により組織されるもので、実施設計時に施工予定３者から提案される技術提案等の採否を検討する組織をいう。

（７）ＣＭｒ

ＣＭｒとは、コンストラクションマネージャーであり、さいたま市新庁舎整備事業において、発注者を支援する業務を行う者をいい、発注者が必要と認める場合には、５者協議会等関係打合せに参画する。

３．優先交渉権者選定の概要

（１） 発注者

さいたま市長　清水　勇人

（２） 選定方式

民間事業者の高度な技術を設計に反映させるため、技術提案等の提出を求め、プレゼンテーション・ヒアリングを実施した上で、概算工事費及び技術提案等を総合的に評価し、優先交渉権者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

（３） 選定方法

発注者は、発注者が定める参加要件を満たす者から評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定し、次順位の技術提案等の提出者（以下「次点者」という。）を特定する。選定にあたっての審査は、審査委員会にて行う。

（４） 審査委員会

審査委員会は下記委員で構成する。

※順不同

氏名	所属・職名等	分野	備考
浦江 真人	東洋大学 理工学部　教授	建築・生産	委員長
香取 慶一	東洋大学 理工学部　教授	建築・構造	
増田 幸宏	芝浦工業大学 システム理工学部　教授	建築・設備	副委員長
後閑 浩幸	国土交通省 関東地方整備局 企画部　技術開発調整官	契約制度	
新屋 千樹	さいたま市 副市長	行政・まちづくり	

（５） 審査結果の公表

審査結果は、参加者全員に通知するとともに市ホームページで公表する。なお、優先交渉権者と次点者については提案者名及び評価点を、それ以外の者については評価点を公表する。

４．技術協力業務の概要

建築工事施工予定者となった者は、５者協議会に参加し、実施設計時において、発注者、機械設備施工予定者、電気設備施工予定者と協働し、高度な技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を下げないでコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案並びに施工実施方針（以下「技術提案等」という。）を実施設計に反映させるため、以下の業務を実施する。また、実施設計完了後は、（仮称）さいたま市新庁舎整備事業建設（建築）工事（以下「本工事」という。）の見積合せを行い、発注者の決定する予定価格の範囲内であった場合、工事請負契約を締結する。

（１）業務名称

さいたま市新庁舎整備技術協力業務（建築）

（２）業務委託料

１９，６４６，０００円（消費税及び地方消費税を含む）

（３）履行期間

技術協力業務委託契約締結日から令和１０年３月１０日(金)まで

（４）業務内容

別紙、さいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（建築）特記仕様書による。

（５）業務の配置技術者

「Ⅰ．１０．参加資格要件」の（１９）の表による。

（６）業務の成果物

別紙、さいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（建築）特記仕様書による。

（７）支払条件

検査完了後一括払いとする。

（８）その他

詳細な業務内容は、別紙、さいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（建築）特記仕様書を参照すること。

５．工事の概要

（１）主な工事の規模・内容

①主要用途　行政棟（主用途：庁舎）
議会棟（主用途：庁舎）
中広場棟（主用途：庁舎）
附属棟（デッキ・外広場棟）（主用途：駐車場）

②工事種別　新築工事

③構　　造　行政棟：免震上部 鉄骨造、免震下部 鉄骨鉄筋コンクリート造（免震構造）
地下１階、地上１９階（２０階）　塔屋１階
議会棟：免震上部 鉄骨造、免震下部 鉄骨鉄筋コンクリート造（免震構造）
地下１階、地上４階（５階）
中広場棟：免震上部 鉄骨造、免震下部 鉄骨鉄筋コンクリート造（免震構造）
地下１階、地上３階
附属棟：鉄骨造
地上２階
※（　）内の階数は建築基準法上の階数

④建築面積　9,648.61 ㎡

⑤延床面積　行政棟　：42,270 ㎡
議会棟　：11,554 ㎡
中広場棟：　5,638 ㎡
附属棟：　5,152 ㎡

⑥工事範囲　建築工事、昇降機設備工事

⑦工　　期　工事請負契約締結日から令和１３年１２月１２日（予定）まで（約４５か月）
※一般社団法人日本建設業連合会が公開している建築工事適正工期算定プログ

ラム（完全週休２日制）に作業不能日数等を考慮して算出。

（２） 敷地の概要

①工事場所　　埼玉県さいたま市大宮区北袋町１丁目６０３番地１　外

②敷地面積　　15,016.54 ㎡

③敷地要件　　用途地域：商業地域

防火指定：防火地域

指定建蔽率：80％

指定容積率：400％

地区計画：北袋町１丁目地区地区計画

（３） 工事費参考額

本プロポーザル告示時点において、さいたま市新庁舎整備基本設計業務の設計図書（以下「基本設計図等」という）をもとに工事規模は、４６，４０９，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）を想定している。

６．設計業務等の関係者

（１）基本設計者：アール・アイ・エー・環境デザイン研究所設計共同体

（２）実施設計者：アール・アイ・エー・環境デザイン研究所設計共同体

（令和８年９月上旬頃、契約締結予定。）

※本実施要項において、単に「設計者」と呼称する場合、実施設計者を指す。

（３）基本設計等支援ＣＭｒ：日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社

（４）実施設計等支援ＣＭｒ：日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社

（令和８年９月上旬頃、契約締結予定）

７．工事請負契約までの過程

（１）優先交渉権者は、発注者と「基本協定書（別紙１）」を、発注者、設計者、電気設備工事施工予定者及び機械設備工事施工予定者と「パートナーシップ協定書（別紙２）」を締結し、技術協力業務（建築）の委託契約を締結する。

（２）優先交渉権者は、技術協力業務委託契約締結により「建築工事施工予定者」となる。

（３）発注者、設計者及び施工予定３者は、実施設計時に技術提案等の採否を検討し、実施設計に反映させていくため、５者協議会を組織する。

（４）発注者は、実施設計業務完了後に建築工事施工予定者と見積合せを行い、その金額が発注者にて定める予定価格の範囲内であった場合は、工事請負契約の相手方として、工事期間等の契約条件を確認の上、これが整った場合に限り、当該見積金額に消費税及び地方消費税を加算した金額をもって建築工事施工予定者と工事請負契約を締結する。なお、工事請負契約は、さいたま市建設工事請負契約基準約款に基づき締結される。

（５）優先交渉権者がその決定後、技術協力業務の契約締結までに「Ⅰ．１０．参加資格要件」の（１）から（１８）のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、技術協力業務（建築）の委託契約に関する優先交渉権を失い、基本協定及びパートナーシップ協定は締結しないものとする。また、既に基本協定及びパートナーシップ協定を締結していた場合は、その効力を失うものとし、技術協力業務の委託契約は締結しないものとする。

（６）建築工事施工予定者が、技術協力業務委託契約締結後に、会社更生法又は民事再生法に基づく申立てがなされ、発注者が、建築工事施工予定者との本工事の請負契約について締結の見込みがないと判断した場合は、技術協力業務（建築）の契約を解除することができる。また、契約を解除した場合は、建築工事施工予定者は工事請負契約に関する優先交渉権を失い、締結された基本協定書及びパートナーシップ協定書はその効力を失うものとする。

（７）発注者は、優先交渉権者と基本協定書及びパートナーシップ協定書を取り交わせない又はその効力を失った場合、技術協力業務の委託契約を締結できない場合、又は工事請負契約を締結できない場合は、優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した者のうち審査結果の順位が上位であった者から順に意向を確認した上で、新たな優先交渉権者として、基本協定書及びパートナーシップ協定書を取り交わし、協議が整った後、技術協力業務（建築）の委託契約を締結する。なお、優先交渉権者及び新たな優先交渉権者は、交渉等において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに第三者に漏らしてはならない。

（８）建築工事施工予定者は、 技術協力業務の中で、建築工事施工予定者が所有する特許技術を使用した技術提案（以下、「特許工法」という。）が採用された場合、速やかに設計者と協議の上、特許工法を反映すべく設計協力を行う。また、特許工法採用によって何らかの損害賠償責任が発生した場合で、その損害が特許工法採用に起因する場合、その責任は建築工事施工予定者が負う。

（９）「さいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（電気設備）」又は「さいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（機械設備）」に係る公募型プロポーザルへの参加者がいなかった場合、本プロポーザルを延期又は中止する場合がある。

８．事務局

さいたま市　都市戦略本部　都市経営戦略部　新庁舎等整備担当
(担当：「さいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（建築）に係る公募型プロポーザル」担当者)
〒330-9588　さいたま市浦和区常盤 6-4-4
電話：048-829-1038　FAX　：048-829-1997
メールアドレス：city-hall-project@city.saitama.lg.jp

９．実施スケジュール

（１）実施スケジュールは、次表のとおりとする。

区分	項目	実施期間又は期日
実施要項等公表から参加資格確認	公告及び実施要項等の資料をホームページに掲載	令和８年７月１０日（金曜日）
	参加申込に関する質問の提出期間（電子メールで提出）	令和８年７月１０日（金曜日）　９時から 令和８年７月２７日（月曜日）１６時まで
	参加申込に関する質問回答をホームページに記載	随時掲載 （最終回答　令和８年８月３日（月曜日））
	参加申込書等の提出期間（持参又は郵送で提出）	令和８年７月１０日（金曜日）　９時から 令和８年８月３１日（月曜日）１６時まで

	基本設計図等の貸与期間 （事務局にて貸与）	令和８年７月１０日　（金曜日）　９時から 令和８年１０月２３日（金曜日）１６時まで
	参加資格確認結果通知 （電子メールで通知）	令和８年９月４日（金曜日）
技術提案書等審査	技術提案書等に関する質問の提出期限 （電子メールで提出）	令和８年７月１３日（月曜日）９時から 令和８年８月３１日（月曜日）１６時まで
	技術提案書等に関する質問回答をホームページに掲載	令和８年９月１０日（木曜日）
	技術提案書等の提出期間 （持参又は郵送で提出）	令和８年　９月　１日（火曜日）　９時から 令和８年１０月２３日（金曜日）１６時まで
	プレゼンテーション ヒアリング	令和８年１１月上旬
	最終審査結果通知・公表 （郵送及びホームページで公表）	令和８年１１月下旬
基本協定 ﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟ協定	締結 ※締結できない場合は下記（２）による	令和８年１２月（予定）
技術協力業務委託契約	締結 ※締結できない場合は下記（２）による	令和８年１２月（予定）
工事請負仮契約	仮契約の締結 ※締結できない場合は下記（２）による	令和１０年１月（予定）
工事請負契約	契約の締結	令和１０年３月（予定） （令和１０年２月定例会の議決）

※上記スケジュールは、市の都合により変更する場合がある。

（２）契約が締結できない場合は、優先交渉権者を除く本プロポーザルに参加した者のうち審査結果の順位が上位であった者から順に交渉を行う。

（３）参加申込書、技術提案書等の提出物は、持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、（１）に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

（４）プレゼンテーション・ヒアリングの日程については、参加資格を有する者へ参加資格確認結果と共に通知することを予定している。

（５）上記スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加申込等があった者に通知するとともに、さいたま市ホームページに掲載する。

１０．参加資格要件

本プロポーザルの参加者は単体企業及び共同企業体とし、参加要件の基準日は公告日とする。共同企業体で参加する場合に代表者となる企業は、次にあげる（１）～（１３）、（１５）～（１９）の条件を満たすこととし、代表者を除く構成員は、下記（１）～（１０）、（１２）、（１４）の条件を満たすこととする。

（１） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２） さいたま市入札参加停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（３） 国税及び地方税の滞納がないこと。

（４） 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（５） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（６） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であって、その役員が暴力団員でないこと。

（７） 提案を行う者は、法人格を有すること。

（８） 建設業法（昭和２４ 年法律第１００ 号）に基づく営業停止処分期間中でないこと。

（９） 次のいずれにも該当しない者であること。

ア．審査委員会の委員が自ら主宰し、又は役員もしくは顧問として関係する営利人、その他営利組織及び当該組織に所属する者

イ．Ⅰ．６本工事の設計業務等の関係者（１）～（４）の者及びこれと資本関係（※１）又は人的関係（※２）のある者

※１「資本関係」とは、①親会社（会社法第２条第４号。以下同じ。）と子会社（同条第３号。以下同じ）の関係にある場合、及び②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。以下、この要項において同じ。

※２「人的関係」とは、①一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合、②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合、及び資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合をいう。以下、この要項において同じ。

（１０）建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ていること。

（１１）建築士法（昭和２５ 年法律第２０２号）第２３条第１項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。ただし、参加申請を行う本店、支店又は営業所自体が一級建築士事務所登録を受けていない場合であっても、当該法人内の他の本店、支店、営業所その他の事業所が一級建築士事務所登録を受けているときは、本要件を満たすものとする。なお、本業務に係る建築士事務所業務は、当該登録を受けた建築士事務所が責任をもって実施又は統括するものとする。

（１２）令和８年度さいたま市特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格審査を受け、業種「建築工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、令和７・８年度さいたま市競争入札参加資格名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に同業種で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業種について登載がない者を含む。）は、所定の様式により、令和８年８月１７日までに資格審査の申請を行うこと。

ア．名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

下記、ホームページよりダウンロード。
（https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/010/005/p015031.html）

イ．申請方法
「オンライン市役所さいたま」（電子申請・届出サービス） を利用した電子申請。
（https://www.city.saitama.lg.jp/001/915/017/p011055.html）

（１３）単体企業および共同企業体における代表者については、最新の経営事項審査結果通知における建築工事一式に係る総合評価値が１，２００点以上あること。

（１４）共同企業体における構成員については、最新の経営事項審査結果通知書における建築工事一式に係る総合評定値が７５０点以上であること。

（１５）元請人として、次のいずれかの業務を完了した実績を有すること。ただし、実績については、単体企業で行ったもの又は共同企業体の代表者として行ったものに限る。

①過去 15 年以内（平成 23 年７月１日から令和８年６月 30 日まで）に免震構造で高さが６０メートル超、かつ延べ面積 20,000 ㎡以上の同種（※１）又は 30,000 ㎡以上の類似（※２）の用途の建築物に係る新築工事の実績。

②①において同種又は類似の用途を有する複合用途建築物の場合は、同種の用途に供する部分の床面積が 20,000 ㎡以上のもの、類似の用途に供する部分の床面積が 30,000 ㎡以上のものに限る。

※１「同種」とは、令和６年国土交通省告示第八号別添二に掲げる建築物の類型四建築物の用途等第２類のうち、庁舎をいう。以下、この要項において同じ。

※２「類似」とは、令和６年国土交通省告示第八号別添二に掲げる建築物の類型四建築物の用途等第１類および第２類（うち、庁舎を除く。）をいう。以下、この要項において同じ。

（１６）次の項目を満たす技術協力業務責任者を技術協力業務に配置できること。

①一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

②過去 15 年以内（平成 23 年７月１日から令和８年６月 30 日まで）に免震構造で高さが６０メートル超、かつ延べ面積 20,000 ㎡以上の同種又は延べ面積 30,000 ㎡以上の類似の用途の建築物に係る新築工事において、実施設計業務における管理技術者又は主任技術者として従事した経験、又は新築工事において監理技術者もしくは主任技術者として従事した経験を有すること。

③②において同種又は類似の用途を有する複合用途建築物の場合は、同種の用途に供する部分の床面積が 20,000 ㎡以上のもの、類似の用途に供する部分の床面積が 30,000 ㎡以上のものに限る。

④単体企業で参加する場合は自社に所属する者、共同企業体で参加する場合は代表者に所属する者に限る。なお、その者が各企業の社員である場合は、本プロポーザルの公告日において３か月以上継続した直接的な雇用関係があること。

（１７）本工事請負契約を締結する場合、建設工事の契約の翌日から建設工事が完了するまでの間、次の項目を満たす監理技術者を専任配置できること。

①一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。

②監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。

③過去 15 年以内（平成 23 年７月１日から令和８年６月 30 日まで）に延べ面積 20,000 ㎡以上の同種又は延べ面積 30,000 ㎡以上の類似の用途の建築物に係る新築工事において、監理技術者もしくは主任技術者として従事した経験を有すること。

④③において同種又は類似の用途を有する複合用途建築物の場合は、同種の用途に供する部分の床面積が 20,000 ㎡以上のもの、類似の用途に供する部分の床面積が 30,000 ㎡以上のものに限る。

⑤単体企業で参加する場合は自社に所属する者、共同企業体で参加する場合は代表者に所属する者に限る。なお、その者が各企業の社員である場合は、本プロポーザルの公告日において３か月以上継続した直接的な雇用関係があること。

（１８）上記（１６）技術協力業務責任者又は上記（１７）監理技術者のいずれかをプロジェクト責任者として、工事完了までの期間配置可能なこと。なお、プロジェクト責任者は技術協力業務期間及び工事期間において専ら従事し、全ての関係者の窓口となり、対応・調整に当たる者をいう。

（１９）各配置技術者の会議体の出席、兼務可否、保有資格等は以下による。

		技術協力業務各種会議体の出席	技術協力業務内の兼務可否	保有資格
技術協力業務責任者		○	○	一級建築士、又は一級建築施工管理技士
技術協力業務主任	建築（総合）	○	○	一級建築士
	建築（構造）	適宜	×	一級建築士、又は構造設計一級建築士
	建築コスト管理	適宜	×	建築コスト管理士、又は建築積算士
		工事期間各種会議体の出席	技術協力業務との兼務可否	保有資格
現場代理人（監理技術者との兼務可）		○	○	一級建築士、又は一級建築施工管理技士
監理技術者（工事期間中は専任）		○	○	一級建築士かつ監理技術者資格者証等、又は一級建築施工管理技士かつ監理技術者資格者証等
		全期間主要な会議体の出席	技術協力業務内の兼務可否	保有資格
プロジェクト責任者（技術協力業務責任者又は監理技術者）		○	○	一級建築士、又は一級建築施工管理技士

１１.本プロポーザル参加の留意事項

（１）費用負担

本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション・ヒアリング等に係る全ての費用は参加者の負担とする。

（２）使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）に定めるものとする。

（３）再委託について

①建築工事施工予定者は、本業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者へ委託してはならない。ただし、本業務の一部を書面により、あらかじめ発注者へ届出を行い、承諾を得た場合はこの限りではない。

②建築工事施工予定者は、発注者の上記承諾を得て本業務の一部を第三者に委託したときは、本実施要項等に定める事項を第三者に遵守させなければならない。

（４）参加資格の喪失

本プロポーザルに参加申請をした者で、優先交渉権者選定までの間に本実施要項で定める参加資格要件を満たさなくなった場合には、参加資格を失うものとする。

Ⅱ．参加申込

１．参加資格確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の提出書類を作成し、「Ⅰ．９．実施スケジュール」の該当する期限までに提出すること。事務局は、提出書類に基づき参加資格確認を行い、結果を通知する。

（１）提出書類

参加資格確認に係る提出書類は、プロポーザル参加形態に応じ、以下のとおりとする。

提出書類名	参加形態			
	単体企業	共同企業体 甲型ＪＶ※4	共同企業体 乙型ＪＶ※5	共同企業体 併用型ＪＶ※6
①参加申込書	様式１－１	様式１－２－１	様式１－３－１	様式１－４－１
②特定建設工事共同企業体委任状	－	様式１－２－２	様式１－３－２	様式１－４－２
③特定建設工事共同企業体使用印鑑届	－	様式１－２－３	様式１－３－３	様式１－４－３
④共同企業体協定書	－	様式１－２－４	様式１－３－４	様式１－４－４
併用型ＪＶの場合には共同施工する共同企業体についても②③④を提出する。	－	－	－	様式１－２－２ 様式１－２－３ 様式１－２－４
⑤参加資格要件チェックリスト	様式２	様式２	様式２	様式２
⑥施工実績確認書及び添付資料	様式３	様式３	様式３	様式３
⑦配置技術者名簿及び添付資料	様式４	様式４	様式４	様式４
⑧秘密保持に関する誓約書	様式５	様式５	様式５	様式５

※４　甲型ＪＶとは、一つの工事について、あらかじめ定めた出資比率に応じて、資金、人員、機械等を拠出して、各構成員が共同施工する方式の共同企業体であり、利益も出資比率に応じて分配される。

※５　乙型ＪＶとは、一つの工事について、複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任をもって施工する方式の共同企業体であり、利益は分配されるのではなく、各工区ごとに清算される。

※６　併用型ＪＶとは、一つの工事について、複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任をもって施工する方式の共同企業体であり、各構成員が甲型ＪＶであるもの。利益は各工区ごとに精算され、甲型ＪＶ内において出資比率に応じて配分される。

（２）提出部数

各１部

（３）提出書類の留意事項

④共同企業体協定書

ア．甲型ＪＶ（様式１－２－４）

出資比率を記載すること。共同企業体の構成員数は１０者以下とし、構成員の出資比率は５％以上とすること。なお、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

イ．乙型ＪＶ（様式１－３－４）

分担業務額及び分担工事額を記載すること。

ウ．併用型ＪＶ（様式１－４－４）

分担業務額及び分担工事額を記載すること。また、各構成員となる甲型ＪＶの出資比率を記載すること。各甲型ＪＶの構成員数は１０者以下とし、構成員の出資比率は５％以上とすること。なお、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑤参加資格要件チェックリスト（様式２）

様式の確認欄にチェックを行い、確認書類とともに提出すること。

⑥施工実績確認書（様式３）

・「Ⅰ．１０．参加資格要件（１５）」を満たす実績を記載する。

・コリンズ（(一財）日本情報総合センターによる工事実績情報登録）登録がある場合は、写しを添付すること。登録が無い場合又はコリンズの写しのみでは参加資格要件の実績を証明することができない場合は、契約書（工事名称、工期、発注者、請負者の確認ができる部分）及び、特記仕様書等の内容で参加資格要件の実績が確認できる設計図書等を添付し、参加資格要件に該当する部分をマーカー等で分かりやすく明示すること。

⑦配置技術者名簿（様式４）

・技術協力業務責任者及び監理技術者は、事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により変更が生じた場合、当初配置した技術協力業務責任者及び監理技術者と同等以上の資格を有する者とすること。

・３か月以上の雇用関係を証明するものを添付すること。(健康保険証の写しなど)

・「Ⅰ.１０.参加資格要件（１９）」の表に記載の保有資格を記載し、資格証の写し等を添付すること。

（４）各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調

整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

（５）様式ごとに指定された添付の書類を順番にまとめ、Ａ４縦のフラットファイル（左綴じ）に綴ること。（Ａ３の書類がある場合はＺ折りで綴じ込むこと。）また、各様式等の始めにはインデックスを貼り、分かり易いようにまとめること。

２．参加資格確認結果通知

参加資格確認の結果は、「Ⅰ．９．実施スケジュール」の期限までに電子メールで申込者に通知する。

３．参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、発注者に対して参加資格がないと認めた理由について書面により、次に従い説明を求めることができる。

（１）提出期限

参加資格がないと認められた者は、確認結果の通知日の翌日から起算して７日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面（任意様式）により発注者に対し説明を求めることができる。

（２）回答期限

前項に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１０日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面により行う。

（３）その他

（１）の書面は、電子メールにて提出とする。また、電子メール送信後、確認のために事務局へ電話連絡すること。

Ⅲ．基本設計図等資料の貸与

秘密保持に関する誓約書（様式５）と引き換えに、基本設計図等の資料をＤＶＤ-Ｒにて貸与する。

（１）貸与期間は「Ⅰ．９．実施スケジュール」に記載のとおりとする。

（２）貸与場所は「Ⅰ．８．事務局」とする。

（３）貸与したＤＶＤ-Ｒは、技術提案書等提出時に返却すること。なお、辞退する場合は辞退届提出時に返却することとする。

Ⅳ．質問の提出・回答

参加申込に関する質問および技術提案書等に関する質問を下記要領にて実施する。

１．提出期限

「Ⅰ．９．実施スケジュール」の該当する期限までに電子メールにて事務局に送付すること。

２．提出方法

（１）参加申込に関する質問は質問書（様式６）、技術提案書等に関する質問は質問書（様式７）に記載の上、事務局にエクセル形式で送信すること。電子メールの件名は、実施要項等に関する質問は「(会社名）さいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（建築）に係る公募型プロポーザル（参加申込に関する質問書)」とし、技術提案書等に関する質問は「(会社名）さいたま市新庁舎整備技術協力業務委託（建築）に係る公募型プロポーザル（技術提案書等に関する質問書)」とすること。

また、電子メール送信後、確認のために事務局へ電話連絡すること。

（２）技術提案書等に関する質問書（様式７）は、建築意匠、構造、電気、空調、衛生、昇降機、外構、その他、に仕分けを行い、提出すること。

３．質問に対する回答

「Ⅰ．９．実施スケジュール」の該当する期限までに、さいたま市ホームページに掲載する。

なお、質問に対する回答をホームページに掲載するまでの間に、本プロポーザルの参加資格を失った者が提出した質問については、回答しないものとする。

４．その他

参加申込に関する質問および技術提案書等に関する質問は、それぞれ参加者１者に対し１回限りとし、追加の質問は認めない。

技術提案書等に関する質問への回答は、本プロポーザルに関する資料の細部説明及び補完する内容のものに限る。なお、質問内容で会社名がわかるものは記載しないこと。

Ⅴ．技術提案書等の提出

１．技術提案等の目的、提出期間、提出書類

技術提案等については、実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、目標工期内に完成することを目的とした提案を行うこと。

（１）提出期間

「Ⅰ．９．実施スケジュール」の期限までに提出すること。

（２）提出書類

技術提案書等の審査に係る提出書類は以下のとおりとする。

①技術提案書（表紙）（様式８）

②技術提案書（様式９　Ａ４縦）

ア）ＥＣＩ業務の取組手法（３枚以内）

イ）工期短縮の手法（２枚以内）

ウ）コスト管理の手法（２枚以内）

エ）施工管理の手法（２枚以内）

オ）地域経済への配慮（１枚以内）

③提案価格（様式 10-1）、提案価格総括表（様式 10-2）、提案価格内訳書（任意様式）及び工事費参考額を超過する場合の理由書（工事費参考額を超過する場合に提出、任意様式）

④参考見積書（様式 11）

本業務を履行する場合に係る一切の費用について、消費税及び地方消費税の額が明確に分かるように記載する。消費税及び地方消費税等の税率は、１０％とする。

⑤ＤＶＤ-Ｒ（１枚）

上記①～④のデータをＰＤＦ形式で記録したもの。なお、③の提案価格総括表（様式 10-2）はＥＸＣＥＬデータも記録する。

⑥「Ⅲ．基本設計図等資料の貸与」で貸与したＤＶＤ-Ｒ

（３）提出部数

以下の部数を提出すること。

・各１部

各書類は、「Ⅴ．１．（２）、①～④」を順番に左上をダブルクリップ１か所留めとし、折らずに提出すること。各データは指定された形式でＤＶＤ-Ｒ（１枚）に記録し提出すること。

・１５部

「Ⅴ．１．（２）、①～③」（副本）を順番に左上をダブルクリップ１か所留めとし、折らずに提出すること。

２．技術提案書等の作成

（１）技術提案書

「Ⅴ．１．（２）、②」にあるア）～オ）のテーマについて作成すること。評価項目、評価事項、及び配点は（別表）による。提案に際しては下記に留意すること。

①実施設計工期に大きな影響が生じうる構造や大幅な仕様変更を伴う提案はしないこととし、プロポーザル審査において評価した内容でも実施設計における検討を経て採用しない場合がある。

②工種間で競合する提案内容がある場合には、その調整方法についてヒアリング審査の際に聞き取りを行うことがある。

３．技術提案書作成の留意事項

（１）技術提案書の右肩に「参加資格確認結果通知書」に記載されているアルファベット（全角）を記入すること。

（２）技術提案書は、それぞれの指定の枚数で記述すること。

（３）技術提案書に記載の文字の大きさは１０．５ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。）とする。

（４）技術提案書に記載した提案について、設計図書に反映するために、採否判断が行えるよう機能及び性能、適用条件等の根拠情報を明らかにした上、本工事の概算工事費、総括表及びその内訳を提案価格（様式 10-1）、提案価格総括表（様式 10-2）、提案価格内訳書（任意様式）にて提出すること。また、提案価格が工事費参考額を超過する場合にはその理由書（様式 10-3）も合わせて提出すること。なお、技術協力業務の契約締結後に実施した調査結果や設計の進捗により技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。なお、提案価格内訳書（任意様式）については、「Ⅹ．基本協定及びパートナーシップ協定の締結　１」に記載の①～⑫を満たすこと。

（５）技術提案書 イ）工期短縮の手法（様式 9-2）の１枚目には、想定する工期短縮期間を記載して提出すること。

４.その他

（１）一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。（ただし、軽微な誤り等を修正するもので、発注者が指示するものは除く。）

（２）提出された書類や図書等は、返却しない。

（３）優先交渉権者に選定されなかった者の技術提案書等に記載された提案については、その者の了承を得ることなく、その全部又は一部を採用することはない。

（４）本プロポーザルにおいて採用された技術提案については、提案者でなければ設計できない技術、あるいは、設計者が責任を負えない技術がある場合は、計画通知上、提案者をその他の設計者とする。提案者が計画通知上のその他の設計者となりえない事情がある場合には、同技術は採用しない。

（５）注意事項

①技術提案については審査を公平に行うため参加者が特定できるような表現は避けること。

②提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出すること。

その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等、それぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合があるので注意すること。

Ⅵ. プレゼンテーション・ヒアリング

（１）実施日

「Ⅰ．９．実施スケジュール」に記載の日程で原則公開にて実施する。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開しないことがある。

（２）本プロポーザル参加者は、プレゼンテーションを行い、その後、審査委員によるヒアリングを受ける。なお、プレゼンテーションは、提出した技術提案書を用いて行うこと。追加資料の配布及び使用は認めない。また、技術提案書記載の内容以外の説明は行わないこと。また、参加者は、技術協力業務責任者又はプロジェクト責任者を含む４名以内とする。

（３）実施場所、実施時間、その他詳細については後日、事務局より連絡を行う。

Ⅶ. 技術提案ア）～オ）の審査及び評価方法

（１）技術提案の審査は、審査委員会が行う。

①技術提案ア）～オ）は、提出された技術提案の提案に求める内容ごとに審査を行い、（別表）に定める各評価事項の配点に次の比率を乗じた点数をもって採点する。

評価	評価比率	採点目安
Ａ：優れている	１．０	提案内容に具体性があり実現可能性が高く、内容も独自性・先進性があり高く評価できる
Ｂ：可	０．７	標準的な提案内容
Ｃ：不十分	０．４	提案内容の実現性、具体性に懸念
Ｄ：評価無し	０．０	提案内容に実現性がない

Ⅷ. 提案価格の評価方法

提案価格の評価は、下記にて行う。

【提案価格≦工事費参考額】の場合における評価

価格点は１０点とする。

【提案価格＞工事費参考額】の場合における評価

①提出された工事費参考額を超過する場合の理由書（様式 10-3）を元に発注者は超過理由の審査を行う。金額が大幅に超過しておりその理由が不適当と発注者が判断した場合にはその参加者は失格とする。

②①において理由が妥当と判断された参加者の価格点は、以下の価格点計算式で算出する。

＜価格点計算式＞

価格点＝７×｛１－（Ｒ－１）／Ｎ｝

Ｎ：工事費参考額を超過する提案価格を提出した参加者のうち、超過の理由が妥当と認められた参加者数

Ｒ：工事費参考額を超過した提案価格を提出した参加者の中での提案価格が安い順の順位

※上記計算式で算出された値の小数第１位を四捨五入した値を評価点とする。

工事費参考額を超過する参加者数と提案価格順位に応じた採点例

	Ｒ＝１	Ｒ＝２	Ｒ＝３	Ｒ＝４	Ｒ＝５
Ｎ＝１	７ 点	－	－	－	－
Ｎ＝２	７ 点	４ 点	－	－	－
Ｎ＝３	７ 点	５ 点	２ 点	－	－
Ｎ＝４	７ 点	５ 点	４ 点	２ 点	－
Ｎ＝５	７ 点	６ 点	４ 点	３ 点	１ 点

Ⅸ. 優先交渉権者の決定

（１）失格者を除いた者のうち、（別表）の評価事項に定めた配点に基づき、評価点が最も高い者を優先交渉権者とする。なお、プロポーザル参加者が１社のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準（総合点の６０％以上）に達しない場合は、優先交渉権者として選定しない。

（２）評価点の合計点数の最も高い者が２者以上ある場合、このうち提案金額が最も安価な者を優先交渉権者とする。また、提案金額も同額であった場合は、該当者による、くじにより決定するものとする。

（３）審査の公正を期すために、優先交渉権者選定までは、業者名をアルファベット（Ａ社、Ｂ社、Ｃ社など）により表記することとする。また、その割振りについては事務局にて決定することとし、決定内容については優先交渉権者選定まで封入して、事務局にて保管するものとする。

（４）最終審査結果の通知は、「Ｉ．９．実施スケジュール」の該当する期限までに書面により、参加者それぞれに通知するとともに、市ホームページに掲載する。最終審査結果について書面により、次に従い説明を求めることができる。

ア．提出期限

最終審査結果の通知日の翌日から起算して７日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面（任意様式）により発注者に対し説明を求めることができる。

イ．回答期限

前項に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して１４日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面により行う。

ウ．その他

ア．の書面は、電子メールにて提出とする。また、電子メール送信後、確認のために事務局へ電話連絡すること。

Ⅹ．基本協定及びパートナーシップ協定の締結

１．基本協定及びパートナーシップ協定の締結にあたり、発注者、設計者及び優先交渉権者は、優先交渉権者より提出された提案価格内訳書の妥当性を確認する。なお、提案価格内訳書作成にあたっては、以下に留意すること。

①書式については、建築工事施工予定者の任意書式による。ただし、見積会社名、及びページ数/全体ページ数を各ページのフッター部に出力の上、エクセル形式のデータ及びＰＤＦデータも合わせて提出すること。

②提案価格内訳書は、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。

③一式工事とする場合は、歩掛等の一式工事の根拠を提案価格内訳書に反映させること。

④共通仮設工事・直接仮設工事については一式計上をしないこと。

⑤価格調整などの一括値引き（出精値引き）は認めない。

⑥さいたま市新庁舎整備基本設計業務の設計図書を変えない範囲の技術提案(工期短縮や施工方法の工夫など)について、提案価格に反映すること。
⑦基本設計図等に含まれている内容を承知したうえで、基本設計図等に本工事を完成させるため必要な全ての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容が表記されていない場合を想定し、必要な事項を反映させること。
⑧提案価格は、本プロポーザル実施時点において算出した工事費とすること。
⑨本工事には昇降機設備工事が含まれている。
⑩分離発注に伴う工種間調整としての統括管理業務費は現場管理費に含むこと。
⑪既存バスターミナル建屋の解体工事は本工事には含まず、解体後更地にて施工を行うことを見積条件とする。
⑫提案価格内訳書の構成は提案価格総括表（様式 10-2）に倣い作成すること。

２．発注者及び設計者並びに施工予定３者は、工事費参考額以内での工事の実施に向けて技術協力業務を実施することを合意し、その旨をパートナーシップ協定書に記載する。
３．工事請負契約の締結に向けて、発注者と施工予定３者は、それぞれ締結したさいたま市新庁舎整備技術協力業務委託に関する基本協定書の定めに基づき、必要に応じて相互に見積条件等を見直したうえで、価格等の交渉を行うものとする。
４．工事請負契約締結後の物価変動や社会情勢の変化に伴う請負代金の変更については、工事請負契約に基づく協議対象事項であるため、技術協力業務終了後の見積合せにおいては当該金額を見込まないものとする。

XI. その他

１．失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合、失格とする。
（１）提出物に虚偽の記載又は、不正があった場合
（２）提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合
（３）公告日から最終審査結果通知・公表が終了するまでの期間、審査委員に直接又は間接を問わず接触した場合
（４）工事費参考額を超過する理由を発注者が不適当と判断した場合
（５）その他、審査委員会が不適切と判断した場合

２．参加者数

参加者が１者の場合でも本プロポーザルは実施する。

３．参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、「辞退届」（様式１２）を提出すること。

４．公表の範囲

本プロポーザルにおける公表範囲は、下記のとおりとする。
①優先交渉権者および次点者の名称
②優先交渉権者および次点者の得点
③審査結果の講評（技術協力業務委託契約締結後に公表予定）

５．建築工事施工予定者の技術提案の履行に関する事項

技術提案に基づく提案内容について、実施設計完了後、工事途中及び工事完了後に、履行状況の確認を行う。履行確認の方法等については、発注者と建築工事施工予定者が協議の上、定めるもの

とする。

６.リスク負担・分担

本件業務における工事金額の増加等の負担は、以下の表のとおりとする。なお、さいたま市建設工事請負契約基準約款（以下「約款」という。）との齟齬がある場合には、本実施要項を上位とする。

リスクの種類			No.	リスクの内容	負担者		備考
					発注者	建築工事施工予定者（受注者）	
共通	プロポーザル手続き等リスク		1	プロポーザル時に発注者が提示するプロポーザル用資料の誤り	○		
			2	発注者の帰責事由により優先交渉権者と契約締結ができない、又は手続きに時間がかかる場合	○		
			3	受注者の帰責事由により発注者と契約が締結できない、又は手続きに時間がかかる場合		○	
	制度関連リスク	法令関連リスク	4	本工事に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	○		契約前に確認できるものは受注者の負担
			5	消費税率が変更されたことによる費用の増加	○		
		許認可等の取得	6	本工事の実施にあたって、受注者が取得すべき許認可等の遅延等による費用の増加		○	
	社会リスク	住民等の要望活動	7	さいたま市新庁舎整備そのものに対する地域住民の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等	○		
			8	受注者が行う業務全般に起因する地域住民等の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等		○	
		環境の保全	9	受注者が行う業務全般に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出等)に関する対応		○	
		第三者賠償	10	発注者の帰責事由による事故等によ	○		

				り第三者に与えた損害(通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合を含む。)			
			11	受注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合で、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを含む。)		○	
			12	本件工事等の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動等により第三者に損害を及ぼしたとき	△	△	
	経済	物価の変動	13	物価の変動 （人件費、労務単価を含む。）	△	△	分担比率は協議による
	債務不履行リスク	本業務の中止/延期	14	発注者の指示等による本業務の中止、延期	○		
			15	上記以外の事由による本業務の中止、延期(不可抗力リスクを除く)		○	
		構成員等に関するリスク	16	受注者の構成員及び再委託業者の業態悪化等に起因し、本工事の実施が困難となった又は遅延した場合		○	
	不可抗力リスク		17	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的若しくは人為的な事象による損害	△	△	
実施設計・施工段階	計画・設計リスク	各種調査リスク	18	発注者が指示した現況図等が現状と著しく異なっていた場合	○		
			19	受注者が実施した各種調査等に不備があった場合		○	
		設計リスク	20	発注者が提示した設計に関する与条件又は設計図書関連資料の内容に不備があった場合	○		
			21	受注者が実施した設計に不備があった場合		○	
		設計変更リスク	22	発注者の指示により、設計変更を行ったことによる工事の遅延や工事費	○		

				用等の増加			
			23	受注者の帰責事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加		○	
	用地リスク	用地の瑕疵	24	事業用地の土壌汚染、埋蔵物等による計画・設計変更又は工事費用等の増加	○		契約前に確認できるものは受注者負担
		地盤・地質状況の差異	25	過去の調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法・工期等に変更が生じた場合	○		
	施工リスク	工事完了の遅延	26	発注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合	○		
			27	受注者の帰責事由により契約期日までに施設整備が完了しない場合		○	
		工事費増減	28	発注者の帰責事由による工事費の増加	○		
			29	受注者の帰責事由による工事費の増加		○	
		発注者の要求等未達	30	完了検査等において、設計図書関連資料未達の箇所や施工不良部分が発見された場合		○	
		施工による損害	31	施工により既設建物（バンク含む）損傷やインフラ断絶を及ぼした場合の復旧・補修等関連費用		○	
			32	引渡し前に工事目的物・関連工事に関して生じた損害		○	

○：リスクを負担する。　△：リスクを分担する。

（別表）技術提案評価項目、評価事項及び配点

評価項目			評価事項	配点		配点小計	評価のポイント	評価方法
技術提案	ア）ＥＣＩ業務への取り組み	ＥＣＩ業務に対する取り組み意欲とその体制	取組方針	2	4	27	・ＥＣＩ業務の全体目標設定（自ら主導して改善できると考える点、施工者として主体的に関与すべきと考える点）	Ａ～Ｄの４段階評価
			取組体制	2			・ＥＣＩ業務に取り組むチーム体制 （配置技術者以外のバックアップ体制）	
		機運醸成、地域との連携・考え方	現場見学会等の提案	2	6		・取組の具体性および実現性 ・事業のイメージアップ、機運醸成への貢献度	
			市内への情報発信	2			・工程に応じた情報発信計画 ・定量的な情報発信目標 ・独自性、先進性	
			地域との連携	2			・地域への主体的なアプローチ ・具体的な連携方策 ・エリアマネジメントの推進	
		【技術協力業務中における取り組み】 技術協力業務の関係者である実施設計者や本事業における他工事の施工予定者（技術協力者）などとの調整方法	合意形成手法	4	8		・関係者の役割・責任の明確化 ・合意形成の具体性 ・事業推進への効果	
			事業を円滑にするツール	4			・ツール活用方法の具体性・実現性 ・関係者間の調整・情報共有手法 ・設計品質（設計図書の整合性、手戻り防止、施工性）への効果 ・DXを用いた効果的な取組要素	
		【施工工事段階における取り組み】 本事業における他工事の施工者及び関連する別途発注工事（歩行者デッキ、民間機能）の関係者との調整	統括管理業務（※１）の調整方法	5	9		・統括管理体制 ・設備工事との調整方法 （工事間の接点・課題の把握方法） ・工程・情報共有方法	
			関連する別途発注工事の関係者との調整方法	4			・関係者間の効率的・効果的な調整・情報共有の方法 ・工事間の接点・課題の把握方法	
	イ）工期短縮	品質を確保した上で工期を短縮するための手法	工期短縮の手法	6	6	6	・提案の具体性（設計に容易に反映可能か） ・品質を落とさずに短縮可能な提案か。 ・工期短縮の費用対効果（短縮期間、コスト削減効果）	
	ウ）コスト管理	コスト増加を抑制できるコストコントロール手法	コストの透明化・VE提案の手法	8	15	15	＜コストの透明化＞ ・建設物価高騰下における採用単価の妥当性の確認方法 ・将来のコスト見通しの考え方 ＜ＶＥ提案手法＞ ・技術協力業務中に行うＶＥ提案の取り組み方 ・実施設計スケジュールとの整合性（提案時期、設計への反映プロセス）	
			物価変動への対応	7			・技術協力業務中における物価変動リスクに対する取り組み方	
	エ）施工管理	工程管理の手法	施工ステップ・仮設計画の適切性	4	12	12	・民間機能施設及び歩行者デッキの施工を考慮した仮設計画・施工ステップの提案	
			もの決め（仕上材、色決め、サイン計画、設備仕様など）の進め方	4			・もの決めの進め方の具体性（体系的に作成されているか、決定項目・期限・依存関係が明確か）	
			進捗管理手法 （クリティカルパス、マイルストーン設定等）	4			・工程計画の具体性（重要工程・制約条件等） ・マイルストーンの設定（達成基準・確認方法） ・工程遅延リスクに対する予防策、回復策	
		品質管理の手法	品質管理体制	4	10	20	・品質管理体制の明確性 ・品質管理手順の具体性	
			品質管理手法 （ＤＸ活用等）	4			・施工品質確保(施工ミス・手戻りの防止）への効果 ・DXを用いた効果的な取組要素	
			工種毎の管理手法	2			・工種特性、地下水位等の現地条件を踏まえた工種毎の具体的な管理手法	
		安全管理の手法	資材・重機等の搬出入計画	5	10		・搬出入車両の運行計画 ・通学路、通学時間帯への配慮 ・交通誘導員等の配置計画 ・安全資機材配置計画	
			施工中の周辺環境対策 （騒音・粉塵・自然災害等）	5			・苦情への対応計画（迅速性、相手方への対応方法、作業員等への周知方法など） ・周辺施設（住宅、研究施設等）を踏まえた騒音、振動、粉塵、自残災害等への具体的な対応策 ・明確な数値基準	
	オ）地域経済への配慮	市内事業者との連携や調達の実施方法	市内事業者との連携	8	10	10	・連携する事業者の工種配分（幅広く活用できているか。） ・直接的な連携（ＪＶ・1次下請け等）となっているか。	
			市内の物品・サービス・人材等の活用	2			・施工関係者以外の幅広い分野の具体的な活用方法 ・活用方針の実効性	
価格評価					10	10		別記
合計						100		

※１　分離発注により生じる工事全体の調整や、品質管理等の統括責任について、建設工事施工予定者が担うことを想定し、その調整方法等を提案すること。